

保護者の皆様

岩倉市立南部中学校長  
大 藪 かおり

## 長期欠席等に伴う学校給食欠食の取扱いについて

陽春の候 日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、お子様の長期の欠席等に伴う学校給食の欠食について、下記のように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 欠食の対象

- (1) 病気やけが等による連続4日以上欠席または出席停止（いずれも土日・祝日を含まず）が見込まれる場合、保護者からの欠食の申出があれば、欠食扱いとすることができます。  
ただし、給食で食物アレルギー対応を行っている生徒が、食物アレルギーを理由とした欠食をする場合は、連続4日未満でも欠食対応を可能とします。
- (2) 欠食は、17:00 までに申し出ていただければ、その日から起算して4日目より対応可能です。（17:00 を超える申出は翌日の申出として対応します。参照図をご確認ください。）
- (3) 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、その期間を欠食とします。また、その際の欠食の申出は不要です。

## 2 欠食の申出

- (1) 申し出た日の3日後（土日・祝日を除く）から欠食扱いとすることができます。
- (2) 電話連絡または保護者連絡アプリにてお知らせください。
- (3) 旅行等で事前に長期欠席が予定されている場合の欠食は、必ず電話連絡にてお知らせください。

## 3 復食について

- (1) 登校可能となり復食日が決まりましたら、速やかに学校までご連絡ください。
- (2) あらかじめ復食の日が決まっている場合には、欠食の申出の際に併せて復食の日を伝えるください。

## 4 返金について

- (1) 欠食となった場合は、「単価 300 円×欠食回数」分の金額を、次月以降に返金又は集金額を調整いたします。
- (2) 返金方法は、毎月の集金で使用しているゆうちょ口座にお振込いたします。その際の手数料（現在 66 円）は保護者様のご負担となりますのでご了承ください。

—参照図—

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
事例 1	申出			欠食可						
事例 2		申出			欠食可					
事例 3			申出					欠食可		
事例 4				申出					欠食可	
事例 5					申出					欠食可
事例 6		申出	祝日					欠食可		
事例 7				申出				祝日		欠食可